

II 三重県議会における改革の取り組み

1 地方分権改革の進展

わが国の地方自治制度は、執行機関である首長と議事機関である議会の議員が別々に住民の直接選挙によって選ばれるという、いわゆる二元代表制を採用しており、両者は、抑制均衡の権限関係の中で、それぞれの役割を果たすことが期待されている。

平成 12 年 4 月に実施されたいわゆる分権一括法により、機関委任事務制度が廃止され、国の機関である首長が議会の関与を受けずに執行する事務がなくなったため、都道府県の事務は、原則としてすべて都道府県議会の審議・決定に付されることになった。これにより、執行機関を監視し、政策を提案する地方議会の役割と責任は従前と比較し、格段に増大した。

2 三重県議会における改革の取り組み

(1) 議会基本条例の制定

地方分権改革の流れに沿って議会と知事が対等の立場で議論し、地域の課題を自ら解決していくためには、地域の独自政策の重視、住民参加機会の拡大などが求められ、三重県議会では、こうした時代の要請を先取りして様々な議会改革に取り組んでいる。

各種委員会の公開や情報公開、一般質問のテレビ中継など、県民に開かれた議会の運営に努めたほか、部局横断的な総合行政に対応する予算決算特別委員会を設置し、議案や決算について厳しい審議や審査を行うなどの改革に努め、平成 14 年 3 月には、「分権時代を先導する議会を目指して」を基本理念とする三重県議会の基本理念と基本方向を決議した。

平成 15 年には、議場の型を都道府県議会では初めて対面演壇方式に改めたほか、同時に一問一答方式を含む分割質問方式を導入し、知事をはじめとする執行機関との緊張ある関係を築くとともに、質問と答弁の関係を明確にし、問題点を明らかにする工夫を行った。

その後も、応招旅費の普通旅費への一元化(*)、全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催など先導的な取組みを続けたが、平成 18 年 12 月には、これまでの取組を後戻りさせることなく、さらなる改革に取り組むことを決意し、全国都道府県議会では初めて議会基本条例を制定した。

この議会基本条例は、以下のような特色を有している。

- ア これまでの歩みを踏まえ、議会の基本理念及び基本方針を示し、議会運営や議員の活動原則等を明らかにした。
- イ 住民が自治体の長と議員とをそれぞれ直接選挙するという二元代表制を明記するとともに、議会と知事等及び県民との関係を規定した。
- ウ 会派活動について規定した。

エ 議会が有する機能強化のため、附属機関、調査機関、検討会等の設置について規定した。

オ 会議の公開など情報公開を推進し、政務調査費の使途についても透明性を確保する旨規定した。

カ 議会改革推進会議を設置し、継続的に議会改革に取り組むとともに、他の自治体議会との交流及び連携の推進について明記した。

なお、この条例の施行後、議会は県民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じることとしている。

* 平成 16 年 4 月から、応招旅費（議員が本会議や委員会に出席する際に、距離区分に応じて 10,600～20,400 円を定額支給）を廃止し、普通旅費（交通費の実費及び定額公務雑費を支給）に一元化した。

(2) 会期等の見直し

議会の会期に関する諸問題について調査検討を行うため、平成 19 年 6 月、議会改革推進会議に会期に関する検討プロジェクトチームを設置し、定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改めることなどを内容とする最終案を平成 19 年 12 月に取りまとめた。

平成 19 年 12 月に三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例を議決し、平成 20 年から定例会の招集回数を年 2 回に改め、年間会期日数を増やして、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図っている。

ア 見直し項目の主な内容

(ア) 定例会の招集回数及び会期

定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改め、年間総会期日数を 230 日程度に増加。

(イ) 本会議の運営方法等

従来、一般質問として行っていた質疑質問を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」とに分離して行う。出席を求める説明員の範囲について、審議内容に応じて縮小する。

(ウ) 委員会の運営方法等

毎年 5 月の委員改選後に所管事項概要の調査を行う委員会を開催し、年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。常任委員会開催日数を増やし（1 委員会当たり 2 日間として部局別に審議）、議員間討議の時間設定や参考人の招致、公聴会の開催などにより、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査を行う。

(エ) 本会議・委員会等の開催経費等

従来、費用弁償の支給対象となっていた委員会協議会等及び議案精読等に係る登庁については支給対象としない。

平成 19 年から平成 22 年の本会議・委員会の開催状況等は次のとおりである。

表 I-1 平成 19 年～平成 22 年の本会議・委員会の開催状況等

	平成 19 年			平成 20 年			平成 21 年		
	会期中	閉会中	計	会期中	閉会中	計	会期中	閉会中	計
日数	102	263	365	229	137	366	230	135	365
本会議開催日数	24	-	24	29	-	29	31	-	31
委員会開催回数	79	23	102	188	17	205	175	16	191
委員会参考人人数	17	5	22	28	13	41	24	11	35
公聴会口述人人数				2		2	5		5
専決処分(法第 179 条)件数		3	3						

	平成 22 年		
	会期中	閉会中	計
日数	233	132	365
本会議開催日数	29	-	29
委員会開催回数	187	13	200
委員会参考人人数	4	5	9
公聴会口述人人数			
専決処分(法第 179 条)件数			

イ 会期等の見直しの目的と効果

- (ア) 知事の招集手続きを経なくても、議長の判断で隨時、本会議を開催できる。
- (イ) 審議期間を十分に確保できることから、議員間討議が充実し、参考人の招致や公聴会の開催などが行える。
※公聴会開催:H20 年～1 回、H21 年～1 回、H22 年～なし
※参考人招致:H20 年～41 人、H21 年～35 人、H22 年～9 人
- (ウ) 知事の専決処分を極力避けることができる。
※専決処分件数:H20～22 年～なし
- (エ) 会期が長くなることにより、議案を提出できる期間が長くなる。

なお、会期見直し後の状況を検証するため、会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置し、平成 22 年 4 月の調査報告の結果を受け、引き続き定期会年 2 回制を継続することとしている。

(3) 議会改革諮問会議

先見性と普遍性をもった議会活動を進めていくため、三重県議会基本条例の規定に基づき、学識経験者等 5 人で構成する附属機関を都道府県議会としては全国で初

めて条例により設置し、専門的な第三者機関による議会活動の評価を受け、さらに改善・改革を進めていくこととしている。

平成22年5月には第一次答申が、平成23年1月には最終答申が出され、会期のさらなる見直しや議会基本条例の見直しのため、それぞれ検証検討プロジェクトを設置して議論を行っているほか、市町議会との交流・連携や政策広聴の取組など答申に対応した更なる改革に向けた取組を進めている。

なお、議会改革諮問会議からは、議員報酬について、「(略) 全国の自治体の中には、議会に対する住民の厳しい意見などを背景に、安易に議員報酬の引き下げを求めるような動きも見受けられますが、三重県議会においては、これまでの各種調査に基づき議員の活動実態を検証した結果、報酬に見合った職務を十分に遂行しているのではないかと考えられます。しかし、そのことが県民には理解されていないという現状もありますので、今後は、議会・会派・議員活動の実態を、客観的により分かりやすく周知していく必要があります。」との最終答申が出されている。

(4) 全国からの評価

日本経済新聞社産業地域研究所が平成22年10月に調査・公表した都道府県議会の議会改革度で、第1位となったほか、平成22年11月には第5回マニフェスト大賞において最優秀議会改革賞を受賞し、三重県議会の取組は全国的に高い評価を得ている。